

令和2年度（公財）佐賀県芸術文化協会助成金交付について

（公財）佐賀県芸術文化協会助成につきましては、（公財）佐賀県芸術文化協会助成事業費補助金交付要領によるもののほか下記条件により交付しますので留意してください。

1.（助成金交付の条件）

- （1）助成事業を中止する場合は、理事長の承認を受けてください。
- （2）助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業終了後5年間保管してください。

2.（助成金の減額）

助成対象経費の2割を超える減額を行う場合や、補助事業の目的や計画の実施に影響を及ぼすような事業内容の変更を行った場合には、交付決定した助成金を減額します。

3.（助成金の返還）

次のような場合には、交付した助成金の返還を求めます。

- （1）助成金の交付申請、計画変更、実績報告に虚偽の申告、不正の事実があった場合
- （2）助成金を助成対象事業以外に使用した場合

4.（助成金の交付）

この助成金は、原則精算払としますが、理事長が必要と認めた場合は概算払で支払うものとします。

5.（助成対象経費）

応募団体（共催者を含む）の構成団体・構成員に対する報償費や旅費等は対象外とします。

ただし、公演等に出演するために遠征することが不可欠な場合の旅費は、助成対象経費に記入できることとします。

なお、助成事業を中止した場合であっても、中止の理由が新型コロナウイルス感染拡大防止によるものに関し、事業中止に至るまでに要した印刷費、使用料その他必要と認められる経費を助成対象とします。